平成２８年（フ）第２３６号
群馬県伊勢崎市稲荷町334番地７、住民票上の住所群馬県前橋市駒形町468番地33　ロジュマン駒形Ⅰ　105号
債務者　和気　幸子（旧姓石原）
1　決定年月日時　平成28年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２４２号
群馬県渋川市伊香保町伊香保198番地４　アネックスガーデン32号
債務者　大保　輝仁
1　決定年月日時　平成28年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２２号
群馬県利根郡みなかみ町後閑1463番地１　尾渕アパート５号
債務者　小林　久二
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２８年（フ）第３０８号
神奈川県座間市入谷４丁目2997番地の３
債務者　岡浦　直幸
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３２３号
相模原市南区東大沼４丁目15番10号　シティハイツエル105
債務者　丹野　雄介
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２６５号
静岡県沼津市岡一色532番地　ハイツＪＵＮ103号
債務者　山田あゆみ（旧姓松村）
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２６６号
静岡県熱海市相の原町44番５号　５棟302号
債務者　小松　影子（旧姓杉山）
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２８８号
静岡県沼津市松長748番地の５　片浜102号、前住所静岡県沼津市今沢323番地　サニーハイツ102
債務者　長澤　晃司
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第６１４号
京都市伏見区竹田向代町138　京都拘置所収容中、住民票上の住所京都府宇治市南陵町２丁目１番地の206
債務者　丸井　久志
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６６３号
京都府京田辺市薪井手24番地４
債務者　室内企画こと　田中　克浩
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６９７号
京都府長岡京市神足雲宮６－３　松岡マンション503号、住民票上の住所京都市東山区東大路安井北門下る毘沙門町39番地２
債務者　溝手　寛子
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８１８号
京都府京田辺市草内五ノ坪34番地12
債務者　池亀かつ子
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８３６号
京都市右京区梅津南上田町３番地　さくらんぼ202
債務者　向井　誠二
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８４２号
京都府宇治市大久保町旦椋76番地の１　府営西大久保団地５棟304号
債務者　辻本　喜智
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２０号
京都府舞鶴市字行永759番地７
債務者　澤井　雅三
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２８年（フ）第５６０号
大阪府富田林市寿町４丁目７番37号（204）
債務者　森田　明仁
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５６５号
大阪府高石市高師浜２丁目14番７－102号
債務者　北口　　賢
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

第三種郵便物認可　明治三十五年三月三十一日